

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 6 号
2 0 1 3 年 8 月 2 8 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「東海道新幹線の運転士が運転中に私用で業務用携帯電話を扱った事象」
に関する申し入れ

JR東海ホームページ「東海道新幹線の運転士が運転中に私用で業務用携帯電話を扱った事象について」によると、「東海道新幹線の運転士が、運転中に私用で業務用携帯電話を扱った事実が判明」したため調査を行ったこと。そして「調査が完了」したことが載せられている。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 労働組合に対する説明前にホームページ等で明らかにしたことに対し、またしても繰り返された労働組合軽視に強く抗議する。
2. 「事象の調査」で明らかになった事柄の詳細を明らかにすること。
3. 「社内調査の結果」にある「当該 運転士を含む新幹線運転士 8 名」以外には運転中に私用で業務用携帯電話を使用していたのは間違いないのか明らかにすること。
4. 私用でなければ運転中の業務用携帯電話の使用は問題ないのか明らかにすること。
5. 8 名の新幹線運転士に対する処分について、社内外を含めて明らかにすること。
6. 「今後の対応」にある「直接的に安全を脅かすものではありませんが、運転業務に専念すべき会社の指導に反するもの」との認識は、新幹線の安全を軽視したものであり、会社の認識を安全側に改めること。
7. これまで「業務用携帯電話」の機能に制限等をかけていなかった理由を明らかにすること。

8. 「中部運輸局への報告」以降、中部運輸局から会社に対して指導等があったのか明らかにすること。

以上